

「京都市京町家保全・継承推進計画」の策定（平成31年2月）

（平成30年2月 「京都市京町家保全・継承審議会」設置（計6回開催） ⇒ 同年10月 「京都市京町家保全・継承推進計画」（答申） ⇒ 同年11月 計画案に対する市民意見募集）

1 意識の醸成

(1) 京町家所有者とその家族（子、子以外の親族）の意識の醸成

方向性	項目	令和2年度の取組
1 意識への働きかけの推進	京町家の保全・継承に関する様々な取組等の周知	
	① 京町家に関する様々な情報の効果的な伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地区内の京町家 地区指定に関する事前説明会での説明 戸別ポスティング（令和2年7月） ・ 個別指定京町家 個別指定京町家所有者へのチラシの郵送（令和2年7月） ・ 指定以外の京町家 戸別ポスティング（令和3年1～2月） ・ 福祉サービスの従事者及び利用者 福祉サービスを提供している事務所に、京町家条例に関するリーフレット及び市への相談を促すチラシを配架 ・ 指定確認検査機関への周知 京都市を業務区域とする指定確認検査機関に対して、設計者から京町家の解体工事を伴う相談等を受けられた際に、京町家条例に基づく届出の必要性を京都市に確認いただくよう説明を依頼 ・ 地下鉄各駅へのポスターの掲示 京町家の保全・継承を周知するため、地下鉄各駅に、広報用ポスター（平成31年2月発行）を掲示（7～8月の2週間） 掲示駅：烏丸線 烏丸御池駅、四条駅、京都駅 東西線 二条駅、京都市役所前駅、三条京阪駅、山科駅 ・ 大学生への普及啓発 立命館大学及び奈良県立大学からの依頼により、大学において京町家の保全・継承について講義を実施
	② 条例に関する普及啓発	
	価値の共有	
	③ 京町家カルテ（京都市景観・まちづくりセンター）	
④ 個別指定の京町家を示すプレートの作成や価値を知ってもらうための個別指定京町家レポートの作成	ア 個別指定の京町家を示すプレート プレートの交付件数 52件 イ 個別指定京町家レポート 交付件数 8件	
⑤ 京町家再生セミナー（京都市景観・まちづくりセンター）	開催回数 6回（うち、京町家再生見学会1回）	

2	専門的知識を持つ相談員の充実	⑥ 京町家に関する相談員制度の改善, 事業者団体と連携した相談体制の充実	<p>ア 京町家相談員（令和元年8月1日募集開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録者数：79名（令和3年4月1日現在） <p>（内訳）</p> <table border="1" data-bbox="1299 243 2169 516"> <thead> <tr> <th colspan="2">＜公募＞ 56名</th> <th colspan="2">＜団体推薦＞ 23名</th> </tr> <tr> <th>登録区分</th> <th>登録人数</th> <th>登録区分</th> <th>登録人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地建物取引士</td> <td>22名</td> <td>不動産鑑定士</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>建築士</td> <td>18名</td> <td>土地家屋調査士</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>大工</td> <td>12名</td> <td>弁護士</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>税理士</td> <td>4名</td> <td>司法書士</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>行政書士</td> <td>4名</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ア）京町家相談員スキルアップ研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキルアップ研修 見学会 開催日：令和2年12月11日（金） 内 容：京町家まちづくりファンド改修助成事業に選定された「五条坂なかにわ路地」（令和元年度選定）及び「八田邸」（令和2年度選定）を見学 ・スキルアップ研修 開催日：令和3年2月18日（木） 内 容：「民法改正 ー建物の売買・賃貸・相続を中心にー」 <p>（イ）相談受付件数：32件（参考）京町家なんでも相談受付件数：524件</p> <p>イ 京町家なんでも相談会の開催（京町家等継承ネット事業） 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度は開催を見送った。</p>	＜公募＞ 56名		＜団体推薦＞ 23名		登録区分	登録人数	登録区分	登録人数	宅地建物取引士	22名	不動産鑑定士	7名	建築士	18名	土地家屋調査士	3名	大工	12名	弁護士	5名	税理士	4名	司法書士	4名			行政書士	4名
＜公募＞ 56名		＜団体推薦＞ 23名																													
登録区分	登録人数	登録区分	登録人数																												
宅地建物取引士	22名	不動産鑑定士	7名																												
建築士	18名	土地家屋調査士	3名																												
大工	12名	弁護士	5名																												
税理士	4名	司法書士	4名																												
		行政書士	4名																												

(2) 京町家の使用者, 事業者, 市民等の意識の醸成①

	方向性	項目	令和2年度の取組
1	多様な情報発信の展開	① 京町家に関する情報の効果的な発信	<p>ア 条例に基づく地区指定に向けた事前説明会の開催 西京区榎原：令和2年8月19日, 千両ヶ辻：8月20日, 本願寺界わい：令和3年3月23日, 東寺界わい：3月24日, 伏見南浜：3月25日</p> <p>イ 京町家の魅力発信ツールの制作 （ア）「京町家ショートストーリー」の発行 「京町家」をテーマに, この本でしか読めないストーリーを作家に書き下ろしていただき, 作家のファンをはじめ, 京町家に関わりが少くない新しい層に手に取ってもらえるものにする事で, 自然な形で京町家に興味を持っていただくきっかけとする。 また, この本を手に取っていただいた方に, 物語のテーマである「京町家」の事を知っていただくため, 京町家の特徴や種類等も紹介</p> <p>（イ）VRで京町家体験 京町家に触れたことがない方などに, 気軽にVRで京町家を「体験」してもらい, 京町家に興味・関心を持っていただくきっかけとする。また, 各所の説明書きを日本語と英語の併記にすることで, 海外の方にも京町家の魅力を発信できるものとした。 一般的な京町家（一列三室型）と大塀造の京町家の2パターンを制作し, 総合情報サイト「京町家を未来へ」で公開するとともに, 様々な方に見ていただけるよう京都市等が管理しているポータルサイトにバナー等を掲載</p> <p>ウ 京都新聞への京町家の保全・継承に関する鼎談記事の掲載 独立行政法人住宅金融支援機構[※]からの提案により, 京町家所有者等の京町家の保全・継承の意識を高めるため, 京町家の保全・継承の取組に関する三者鼎談を行い, その内容を京都新聞の記事型広告として掲載。また, 鼎談記事を印刷し, 機構, まち再生・創造推進室, 景観・まちづくりセンター等の窓口で配布。</p> <p>※ 国土交通省・財務省が所管する政府系金融機関。政策上重要で民間金融機関では対応が困難な分野への融資業務などを行う。</p>

		<p>(ア) 掲載媒体 令和3年3月28日(土) 京都新聞朝刊</p> <p>(イ) 鼎談者(肩書は記事掲載時のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府立大学大学院教授 大場修氏 ・独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店長 浪波哲史氏 ・京都市都市計画局住宅政策監 岩崎清 <p>(ウ) テーマ 「京町家の保全・継承について」</p> <p>エ 市民しんぶん及び市民ニュースでの京町家の情報発信</p> <p>市民しんぶん7月1日号(全市版)において、京町家の知恵や魅力と共に、令和元年度に発行した、既存の京町家を改修する際に留意してもらいたいポイントを啓発する冊子「京町家をリノベする、その前に。」や、既存の京町家と共存できる新築等の住宅「新町家」の指針や設計事例をまとめたガイドブック「新町家のすすめ」を周知。また、市民しんぶんの発行に合わせて、市バス・地下鉄車内、施設等に掲示される市民ニュースにおいても情報を発信</p>
	京町家の魅力発信	
	② 京都を彩る建物や庭園	<p>京都を彩る建物や庭園(令和3年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定件数 525件 ・認定件数 178件
	③ 京都とパリの大学が中心となった都市デザインに関するワークショップの実施	<p>(平成30年度に、京都・パリ友情盟約締結60周年記念事業「京都・パリ 都市・建築 学生ワークショップ」(開催期間:平成31年2月18日~22日(5日間))として、日仏の大学生の混成チームが、フィールドワークやグループワークを通して「自然・緑」という観点から京都を再考し、今後の建築と都市の在り方等について検討した結果について、公開で講評会を開催)</p>

(3) 京町家の使用者, 事業者, 市民等の意識の醸成②

	方向性	項目	令和2年度の取組
1	教育教材の充実	① 京町家の生活文化等に関する教育研修プログラムの作成や学習機会の創出	<p>ア 次代の京町家の担い手の育成を目的に、子ども向けの教育として、京都聖母学院高等学校のライフマネジメント講座において、京町家の魅力や活用等に関する講義等を実施(事業者向けの教育については、令和3年1~2月の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が出されたことを踏まえ中止)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日目(参加者1年生115名) 日時 令和2年11月11日 10:45~15:10 概要 京町家の現状や保全の取組等に関する講義及び匂い袋の制作体験 講師 (公財)京都市景観・まちづくりセンター(協力:株式会社松栄堂) ・2日目(参加者3年生113名) 日時 令和2年11月13日 11:45~14:10 概要 「京町家のたてものくらし」及び「京町家でのくらしと仕事」の講義 協力 (公財)京都市景観・まちづくりセンター事務局次長, 株式会社北井 代表取締役 北井秀昌氏 <p>イ 学校教育において、実際の京町家での体験学習を組み込んだ授業を企画する際の支援を行うことを目的に、「体験学習の場となる京町家」(3箇所)を確保した。</p>

2 維持修繕及び改修の推進

(1) 改修等に対する助成や改修資金の確保の円滑化

方向性	項目	令和2年度の取組																							
1 改修等の費用に対する支援	① 京町家の改修等に対する助成制度の創設, 充実等																								
	耐震改修の促進																								
	ア 耐震改修工事に係る助成制度の充実	(7) 耐震診断士派遣 一定の要件を満たす木造住宅又は京町家等に対して, 耐震診断士を派遣 ・ 木造住宅耐震診断士派遣実績件数 214件, 256戸 (京町家等124件, 143戸) (4) まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 実績: 604件 (608戸) うち京町家等: 117件 (119戸)																							
	大規模修繕, 維持修繕の促進																								
	イ 京町家改修助成制度の創設	指定京町家改修補助金 (平成30年10月1日～) 指定地区内の京町家及び個別指定の京町家の維持・保全を図るための改修工事に要する費用に対して, 補助を行った。 <補助額> ・ 補助率: 補助対象費用の1/2 ・ 補助限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>助成限度額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区指定</td> <td>1,000千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個別指定</td> <td>2,500千円</td> <td>うち, 内部改修上限600千円</td> </tr> </tbody> </table> <実績> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区指定</td> <td>1件</td> <td>3件</td> <td>44件</td> <td>48件</td> </tr> <tr> <td>個別指定</td> <td>6件</td> <td>21件</td> <td>43件</td> <td>70件</td> </tr> </tbody> </table> <主な活用事例> 屋根の葺き替え, 外壁の修繕, 建具の補修, 畳・襖・雨戸の取替え, 配管更新		助成限度額	備考	地区指定	1,000千円	—	個別指定	2,500千円	うち, 内部改修上限600千円		平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	地区指定	1件	3件	44件	48件	個別指定	6件	21件	43件
	助成限度額	備考																							
地区指定	1,000千円	—																							
個別指定	2,500千円	うち, 内部改修上限600千円																							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計																					
地区指定	1件	3件	44件	48件																					
個別指定	6件	21件	43件	70件																					
ウ 京町家維持修繕助成制度の創設	個別指定京町家維持修繕補助金 (平成30年10月1日～) 個別指定京町家の維持・保全を図るため, 日常的に必要となる維持修繕に対して, 補助を行った。 <補助額> ・ 補助率: 補助対象費用の1/2 ・ 補助限度額: 300千円 <実績> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1件</td> <td>7件</td> <td>7件</td> <td>15件</td> </tr> </tbody> </table> <主な活用事例> 庇板金修理, 防蟻処理, 建具修繕		平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計		1件	7件	7件	15件														
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計																					
	1件	7件	7件	15件																					
歴史的風致形成建造物等への指定, 助成																									
エ 歴史的風致形成建造物の指定拡大に必要な調査件数, 及び助成件数の充実	(7) 歴史的風致形成建造物の指定に向けた調査 令和2年度 実績: 7件 (4) 歴史的風致形成建造物指定を受けた個別指定京町家の修理・修景等に対する助成																								

			<p><助成金額></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率：補助対象費用の1/2 助成限度額：3,000千円 <p><令和2年度実績></p> <p>1件, 2,866千円</p>
	オ	景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の指定・助成	<p>(7) 景観重要建造物の指定・助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 新規指定件数 3件（うち、京町家 2件）※歴史的風致形成建造物との重ね指定2件（うち、京町家2件）含む。 令和2年度 改修助成件数 15件（うち、京町家11件） <p>(4) 歴史的風致形成建造物の指定・助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 新規指定件数 28件（うち、京町家12件）※景観重要建造物との重ね指定1件（うち、京町家1件）含む。 令和2年度 改修助成件数 5件（うち、京町家 4件）
	カ	京都市指定有形文化財建造物等の指定・助成	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 新規指定件数（建造物）3件（うち、京町家0件） 令和2年度 文化財補助事業補助金交付件数15件
	空き家活用の促進		
	キ	空き家活用・流通支援等補助金	令和2年度 交付件数 35件（うち、京町家25件） ※交付額決定ベース
	② 京町家の改修等における資金調達の円滑化		
	資金調達の多様化		
	ア	京町家まちづくりファンド （京都市景観・まちづくりセンター）	令和2年度 選定件数 3件（京町家の改修2件、通り景観の修景1件） 助成件数 1件（令和元年度選定分1件）
	イ	京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業 （京都市景観・まちづくりセンター）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による京町家の活用に係る情勢の不透明感から、新規事業や新規店舗の立上げに対する投資を行う本事業の実施は見送ることとした。
	ウ	ふるさと納税の募集	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 寄付金実績（受入額） 1,394件, 8,439万円 京町家関連の返礼品：京町家見学に、京料理などが付く京町家体験プラン
	融資の促進		
	エ	京町家カルテ、京町家プロフィール （京都市景観・まちづくりセンター）	<p>(7) 京町家カルテ（平成23年度～）（再掲）</p> <p>令和2年度 発行件数10件（累計420件）</p> <p>(4) 京町家プロフィール（平成28年度～）</p> <p>令和2年度 発行件数69件（累計275件）</p>

(2) 日常的な維持管理への支援

方向性	項目	令和2年度の実績
1 市民活動団体等の活動とつないでいくための支援	① 市民活動団体等の取組に関する情報を利用しやすい環境の整備	今後検討

(3) 改修等の技術的な支援

方向性	項目	令和2年度の実績
1 改修等の技術的支援の強化	① 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を活用した建築基準法の適用除外制度の周知等	<p>建築基準法適用除外制度に係るオンライン説明会及び現地見学会の開催</p> <p>建築基準法の適用を除外し、本市独自の安全性等を確保する仕組みを適用する「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」について、「旧唐瀧家住宅」においてオンライン説明会及び現地見学会を開催</p>

		<p>ア オンライン説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 令和2年9月29日（火） ・内 容 制度概要及び包括同意基準拡充の取組（木製防火雨戸の研究開発） 意匠設計者が語る保存・活用のポイント 所有者が語る保存・活用への思い ・参加数 41人 <p>イ 現地見学会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 令和2年10月2日（金） ・内 容 旧唐瀧家住宅の見学（オンライン説明会に参加された方のみを対象） ・参加数 23人
	② 「京町家できること集」の周知	・ ホームページへの掲載による周知

(4) 適切な改修方法等の普及促進

	方向性	項 目	令和2年度の取組
1	改修等の技術的支援の強化	① 京町家改修マニュアル等による改修事例の普及	令和元年度に発行した既存の京町家を改修する際に留意してもらいたいポイントを啓発する冊子「京町家をリノベする、その前に。」（発行：京都市景観・まちづくりセンター）を周知することにより、京町家の魅力をいかしたリノベーションの促進を図った。

3 継承及び流通の促進

(1) 不動産流通に係る環境整備

	方向性	項 目	令和2年度の取組
1	京町家の流通・活用を促進する仕組みの充実	① 京町家マッチング制度の整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・登録団体数 7団体（101事業者）（令和3年4月1日現在） ※登録団体の募集は、平成30年5月1日から開始（京都府不動産コンサルティング協会、京都府建築工業協同組合、京都府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会京都府本部、京町家作事組、京町家居住支援者会議、京町家情報センター） ・京町家マッチング制度の活用件数 31件（平成30年度：11件、令和元年度：7件、令和2年度：13件）
		② 市の介在する京町家の賃貸モデル事業	モデル事業の詳細なスキームの構築や京町家所有者との条件面などの調整を行い、活用事業者を公募した結果、5年程度空き家となっていた中京区の京町家がオフィス付住宅として再生されることとなった。
		③ 民間資金による京町家再生ファンドの構築に向けた調査・研究	平成30年度に実施した投資ファンドや金融関連事業者へのヒアリングの結果から、京町家の規模や用途等と資金の出し手との組合せや京町家への融資・投資における課題を分析した結果を踏まえ、京町家に対する資金調達の手法や行政の支援の在り方を検討
		④ 固定資産税の納税通知書への啓発チラシの同封・発送	（平成30年度に、遠隔地に居住しているため情報が届きにくい所有者も含め、京町家の保全・継承に繋がる窓口等の情報を所有者に直接届け、保全・継承に向けた行動を起こすきっかけとするため、固定資産税の納税通知書に、条例、協議の申出、解体届等についての周知チラシを同封・発送）

(2) 相続の円滑化の促進

	方向性	項 目	令和2年度の取組
1	専門的知識を持つ相談員の充実	① 相続に関する相談体制の充実	平成30年度に充実した京町家相談員の体制を引き続き運用 （新たに、弁護士、司法書士、行政書士など、法律分野の方を京町家相談員に登録）
2	相続税の減免措置の対象となる京町家の充実	② 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等の指定の推進	<p>(ア) 景観重要建造物の指定（再掲） 令和2年度 新規指定件数 3件（うち、京町家 2件）※歴史的風致形成建造物との重ね指定2件（うち、京町家2件）含む。</p> <p>(イ) 歴史的風致形成建造物の指定（再掲） 令和元年度 新規指定件数 28件（うち、京町家12件）※景観重要建造物との重ね指定1件（うち、京町家1件）含む。</p>

(3) その他

方向性	項目	令和2年度の取組
1 その他	① 地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う行動自粛の影響により、本市における経済活動の低下、更には地域におけるコミュニティ活動も大きく制限を受けるなど、京都のまちの活力の低下が懸念されている中で、新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続が困難な宿泊施設の住宅等への転用を支援する補助金を創設（財源は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」） 補助対象は、住宅設備改修や内部改修工事等の費用の3/4、設計費等の全額とし、京町家は上限100万円（戸建て15万円、共同住宅15万円×転用客室数又は300万円のいずれか低い額）を補助 申請施設48件（うち京町家9件）、申請金額69,054千円（うち京町家6,264千円）

4 改修等に関する技術・技能の継承の推進

方向性	項目	令和2年度の取組
1 京町家の改修技術・技能等について学ぶ機会の充実	① 専門家育成に関する講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 京町家相談員向け研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ア スキルアップ研修 見学会 <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和2年12月11日（金） 内 容：京町家まちづくりファンド改修助成事業に選定された「五条坂なかにわ路地」（令和元年度選定）及び「八田邸」（令和2年度選定）を見学 イ スキルアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和3年2月18日（木） 内 容：「民法改正 ー建物の売買・賃貸・相続を中心にー」 建築基準法適用除外制度に係るオンライン説明会及び現地見学会の開催（再掲） <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法の適用を除外し、本市独自の安全性等を確保する仕組みを適用する「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」について、「旧唐瀧家住宅」においてオンライン説明会及び現地見学会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ア オンライン説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 令和2年9月29日（火） ・内 容 制度概要及び包括同意基準拡充の取組（木製防火雨戸の研究開発） 意匠設計者が語る保存・活用のポイント 所有者が語る保存・活用への思い ・参加数 41人 イ 現地見学会 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 令和2年10月2日（金） ・内 容 旧唐瀧家住宅の見学（オンライン説明会に参加された方のみを対象） ・参加数 23人
2 技術者・事業者に対して発信する情報の充実	② 建具等の再利用に関する情報発信の充実	解体に至った京町家の古材再利用件数 累計10件
	③ 京町家の耐震診断・耐震改修指針の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ア ホームページへの掲載による周知 イ 耐震改修技術講習会 京町家の耐震診断・改修（オンライン動画配信方式）開催 <ul style="list-style-type: none"> 京都市内の耐震改修事業者に、京町家の構造特性に適した耐震診断・改修方法について、広く啓発を行った。 ・開催期間 令和3年3月19日～26日 ・開催方式 YouTube配信

5 自治組織、市民活動団体等の取組の推進

	方向性	項目	令和2年度の取組
1	地域と連携した京町家の保全・継承	① 京町家の保全・継承に向けたまちづくり活動の支援	平成30年度作成の所有者の疑問に答える形式のリーフレット「京町家は残さないといけないの？」を窓口等で配布
		② 京町家の保全・継承に意欲的な地区や京町家の指定	令和2年2月より、市民の方から指定候補となるような地区や個々の京町家の情報募集を開始 これまで個別指定47件の応募があり、令和2年度に27件を指定
		③ 地域連携型空き家対策促進事業	地域連携型空き家対策促進事業の取組地域の拡大
2	自主的な活動への支援	① 地域景観づくり協議会、防災まちづくり活動団体の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域景観づくり協議会の認定地域の拡大 令和2年度認定：－ ・ 防災まちづくり活動団体の認定 令和2年度認定：菊浜まちづくり推進委員会（下京区）

6 各主体の連携・協力の推進に向けた交流の促進

	方向性	項目	令和2年度の取組
1	他都市との連携の推進	① 他都市との連携の推進	町家をはじめとした歴史的建築物を数多く有する都市との情報交換等の実施
2	専門家・団体による協働ネットワークの形成	② 京町家等継承ネット (事務局：京都市景観・まちづくりセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京町家等継承ネット全体会議の開催 令和2年6月18日（木） ・ 京町家なんでも相談会の開催（京町家等継承ネット事業）（再掲） 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度は開催を見送った。

7 その他

	方向性	項目	令和2年度の取組
1	京町家と認められる新築等の住宅のあり方及び誘導策の検討	① 京町家と認められる新築等の住宅のあり方及び誘導策の検討	「新町家」の更なる普及を図るため、新町家を普及させる趣旨に賛同し、その建築や普及啓発に取り組む事業者を「新町家パートナー事業者」として募集し、事業者の会社概要や建築事例等を紹介する取組を開始